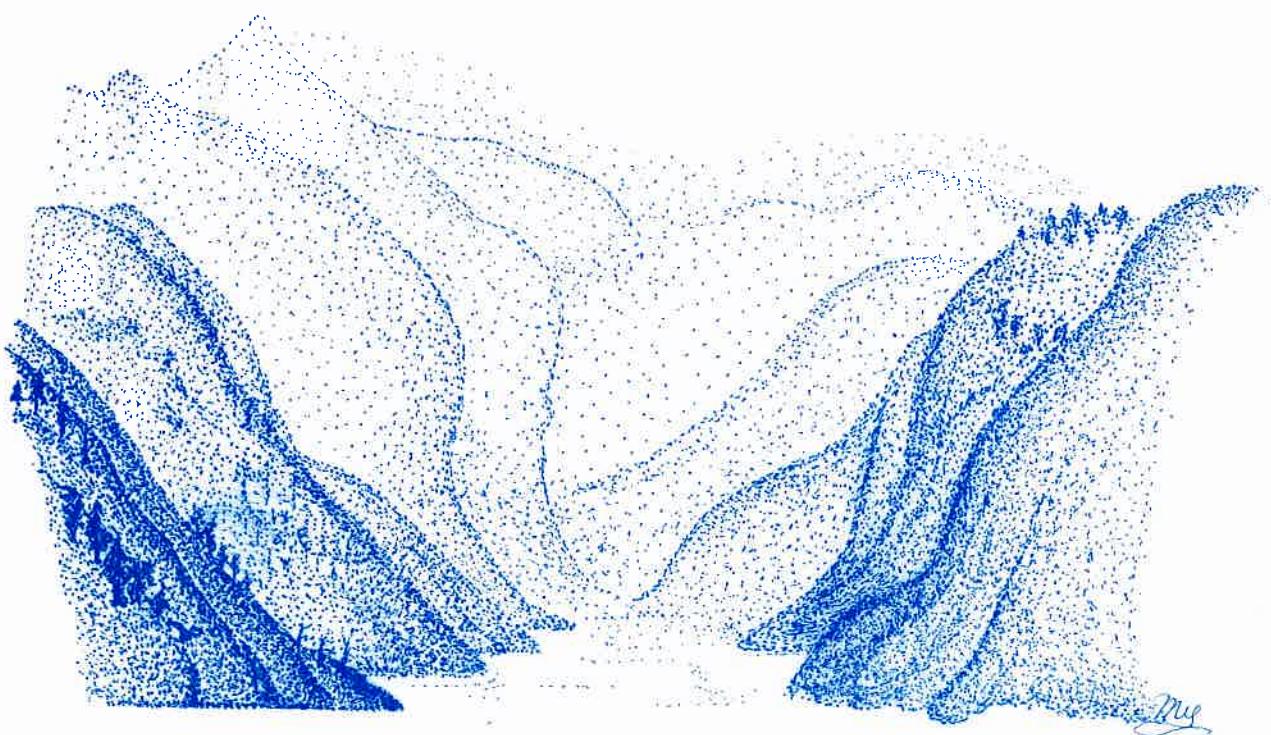


フォーラム Mekong^{メコン}

メコン河流域の開発、環境、生活、自然、援助を考える



Vol.8
No.4
2007

■ 卷頭言「開発劇場の登場人物」	2
■ 調査報告:異議を申し立てた被害住民 ～国道一号線改修事業(ADB融資区間)の移転問題をめぐって～	3
■ カンボジアにおける世界銀行の「森林伐採権管理・規制パイロットプロジェクト」 ～被害住民によるインスペクション申し立て～	7
■ インタビュー:ナタン・パデノックさん(IUCNラオス事務所)	12
■ ラオスの土地コンセッションをめぐる動き	13
■ 村人の目に映る植林とは?～ラオス・カムアン県における企業植林の実情～	14
■ ベトナム国内の新聞記事から見たベトナム中部河川開発の現在(前編) ～証券市場からの資金調達の是非と、再定住事業の困難さ～	18
■ タイの社会運動家ワニダーさんが永眠	23

開発劇場の登場人物

本号の冒頭でカンボジアの 2 つの事業を取り上げた。1 つはアジア開発銀行(ADB)が融資した「国道一号線改修事業」、もう 1 つは世界銀行が融資した「森林伐採権管理・規制パイロットプロジェクト」である。いずれも被害住民がそれぞれの国際機関に異議を申し立てている。2 つの論稿を読みながら、10 年前に苦労して読破したある論文を思い起こした。イギリスの環境運動家ラリー・ローマンが書いた「開発ドラマの中のメコン・ダム」(Mekong dams in the drama of development)である(http://www.thecornerhouse.org.uk/item.shtml?x=52_021)。文学的素養のない私には、シェイクスピアやバーナードショーが登場するアナロジーの連続には辟易とするものがあったが、それでも最後まで読み通したときには廣がった世界は今も色あせてはいない。

論文の中でローマンは、1980 年代以降にタイで大きな社会問題となつたいくつかのダム開発を振り返り、「開発」の原型は三幕からなるドラマのようだと主張する。第一幕で主人公が登場し、単純な技術的なファンタジーから「開発」が始まる。第二幕では、その空想が様々な抵抗に遭遇する。そして第三幕では、そうした抵抗に対抗するため、主人公たちは衣装や話し方や場合によっては役柄までも変えてしまう。そして、抵抗と対抗が入り乱れながら、結局は誰も選んでいない方向にドラマは展開していく。ローマンは語る。権力をを持つものの欲する通りにもならないし、善悪の対立でもない。そんなのはドラマとしてつまらないのだ、と。ローマンは第三幕の「奇怪な展開」を詳述する。本来「受け入れ準備が整った社会にプラグを差し込む」はずの技術者が、受け入れ準備のできていない社会に「無理矢理プラグを差し込む」官僚に変貌する。国際機関は、工学や農業技術など伝統的な分野に加えて、参加や民主主義、果ては土着知識の専門家としてドラマの舞台に上がってくる。社会各層が利害や公正を求めてしのぎを削る場だった政治までも、ガバナンスの名のもとに技術的にコントロールされる領域に押し込められた。金銭的には貧しくとも自立していた村人は、社会制度や遠く離れた市場に依存しなければ自立できなくなる。こうした人々が社会の意思決定にどのように参加すべきかも、凡人の手の届かない原子物理学のような技術的専門分野となった。その上でローマンは、NGO も開発ドラマの登場人物となり、与えられた役割(抵抗や参加の推進)を期待通りに担い、結果的に開発のファンタジーに組み込まれているのではないかと警鐘を鳴らしている。彼の筆致は激しい。「開発ドラマの主人公は真実をファンタジーに換える能力を持っているのだから、NGO がいくら真実を増やしても問題となっている事業は止まらない。ドラマの外側から演技に挑むことにしか望みはない」。

「ドラマの外側から演技に挑む」とはどういうことなのだろうか。開発推進側とは同じ土俵に立たずに、外から激しく批判をせよということなのだろうか。ローマンの論文はその点までは触れていない。思うに、カンボジアの 2 つの事例で被害住民たちが使った国際機関の異議申立制度は、明らかにローマンの言うドラマの一部である。そして、本号の 2 つの報告を読む限り、ドラマの流れはローマンの指摘から大きくは外れていないようにも思う。では国際機関の制度を構築し、それを問題解決に使おうとする住民や NGO の行動は、開発のファンタジーに飲み込まれて何ら意味をなさないのだろうか。被害住民の困難な現状に思いをはせながら、読者の皆さんにも一緒に考えて頂きたい。

(松本 悟／メコン・ウォッチ)

異議を申し立てた被害住民

～国道一号線改修事業（ADB融資区間）の移転問題をめぐって～

土井利幸（メコン・ウォッチ）

2007年7月28日、カンボジアの農村からフィリピンの首都マニラにあるアジア開発銀行(ADB)の最上階に二通の短い書簡が届いた。クメール語の書簡は、道路改修工事で立ち退きを余儀なくされた住民が工事に融資したADBに生活の回復を求める内容だった。名前を連ねた63世帯の住民の多くはもとから日収も2ドルそこそこのが、立ち退きのせいで現金収入はさらに減った。一方で土地を失い転居をくりかえしたため、借金は数百ドルにふくれあがった。書簡を読んだのはADBのスペシャル・プロジェクト・ファシリテーター(SPF)。ADBの開発事業による被害に対処する役職である。SPFはすぐに動きだした。さて結末は？本稿ではその後の経過を追いながら、業務による住民生活への悪影響に対してADBがどのような責任を果たそうとしているのか（いないのか）を見てみたい。

国道一号線改修事業（ADB融資区間）

国道一号線改修事業（ADB融資区間）（注1）は、カンボジアのプノンペンとベトナムのホーチミン市を結ぶ幹線道路のうち、カンボジア側の105.5キロ区間を改修拡幅する開発事業である。道路はメコン河との交差地点（ネアックルン）から東方の国境に至るまで、ブレイヴェンとスヴァイリエンの二州を横断する。この道路の改修は、同じくADBが推進する大メコン圏地域経済協力の初案件であるとともに、11の旗艦事業のひとつ「南部経済回廊」の一部をもなす。1998年にADB理事会が低利融資枠のアジア開発基金から4,000万ドルの拠出を決め、改修工事は終了してすでに久しい。

住民移転の顛末

住民の立ち退きは2000年に行われた。住まいを完全に移し変える住民も含めて、影響は約1,200世帯、6,000人（1997年試算）以上に及んだと見られる。これら影

響住民に対してはADBの「非自發的住民移転政策」にしたがって十全な補償が行われるはずだった。ところが実際には、カンボジア政府がいっさいの補償もなく住民の土地を取り上げ、資産の査定に減価償却を適用するなど、住民移転政策が禁じるままの行為がまかり通り、多くの住民が親戚・知人、はたまた見知らぬ人の土地に仮の住まいを建ててしがざるをえない事が発生してしまった。ADBが監視を怠ったのである。

住民の窮状を聞きつけたカンボジアのNGOは2002年に一部区域で調査を実施しADBに現状の是正を迫った。同時に事業全域で住民移転実態調査を実施するよう求めた。実態調査はようやく2004年に実現し、移転・補償問題の解明が進んだ。実に住民移転は各地で破綻していた。ADBは監督不行届きを認め、あらたな土地への補償や減価償却などで差し引かれた補償金の再支払いをカンボジア政府に勧告した。また、ADB現地事務所、カンボジア政府省庁間移転委員会（移転委員会）、現地NGOで三者協議会を立ち上げ、すでに各地に散在していた影響住民の補償資格認定や個別の苦情処理に当たれるようにした。NGOはこれらの対応策を評価しつつ、1) 移転住民に土地権を無料で発行する、2) 補償の大幅な遅延に対して延滞金を加算することを追加提案した（注2）。

三つの被害住民グループ

残念ながらNGOの提案は容れられなかった。それでも住民にとっては6年後にしてやっと受け取る満額補償である。ところが2006年に再支払いが始まる「『補



償を受ける資格がない』と言われた』、「補償金が届かない」などの苦情が再び NGO に殺到した。そこで NGO は苦情をまとめて ADB と移転委員会に提出し、三者協議で苦情の正当性を訴えた。

そういううちに 2007 年には補償に不満を持つ住民を便宜上三つに分けて考えるようになった。第一のグループは「未だに正当な補償を受け取っていない」と主張した。ADB 現地事務所と移転委員会は「NGO が追加証拠を提出すれば検討に応じる」と回答してきた。このグループが 93 世帯。第二のグループも「正当な補償金を受け取っていない」と訴えたが、ADB 現地事務所と移転委員会は「93 世帯をもって補償問題の検討を終えると三者協議で合意済み」と回答し、検討すらはねつけた。これが 177 世帯。

この二つのグループに対して、第三の住民グループは 2006 年にすでに満額補償を受け取ったものの、その後も生活や生計の回復がいっこうに進まず、しかも過去に転居をくりかえしたため多額の借金(注 3)に悲鳴をあげていた。このグループ、63 世帯はもとから近所付き合いもあり、NGO の協力で住民組織(注 4)を立ち上げていた。組織は二つあり、それぞれ元の居住地から「ストウンスロット」(ヴァンナ代表)、「グランカオック」(チン代表)と呼ばれる。2006 年以降はグランカオックの住民がストウンスロット住民の住む「ストウンスロット移転村」に合流し、互いに独立を保ちながら共同で行動することが多い。この二つの住民組織が冒頭で述べた SPF に書簡を送ったのである。

■ スペシャル・プロジェクト・ ファシリテーター

話はややかのぼり 2003 年 5 月。ADB はそれまでの「インスペクション機能」を刷新して、協議フェーズと遵守審査フェーズからなる「アカウンタビリティ・メカニズム」という異議申し立て制度を立ち上げた(注 5)。これは ADB の開発事業で被害を受けた住民が ADB に対して調査や救済を求める仕組みで、協議フェーズでは住民への被害の問題解決を目指して、住民も含めた関係者が協議の上で合意形成を図る。この合意形成を演出するのが SPF である。現在は二代目のロバート・メイ氏が就任している。一方、遵守審査フェーズでは ADB の政策違反を調査することに力点が置かれる。異議を申し立てた住民は、まず協議フェーズから始めなければならない。63 世帯の住民が SPF 宛に書簡を送付

したのはこのためである(注 6)。また、異議を申し立てるにはいくつかの条件がある。その一つは、住民がまず ADB 事務局に問題解決を要請し、その対応に不満がある場合に SPF に異議を申し立てるという条件である。ストウンスロットとグランカオックの場合、ADB 現地事務所にも本部事務局にも問題解決を要請してきた。それでも適切な対応が望めなかつたため SPF への要請に踏み切ったのである(注 7)。

メイ氏はさっそく 63 世帯の申し立てが本格的調査に進む要件を備えているか審査を始めた。この段階は書面で済ますこともあるが、メイ氏は 9 月 1 日にストウンスロット移転村を訪れ、早くも SPF と住民の顔合わせが実現した。この時 NGO は「この機会を最大限活用するために多くの住民から話を聞くべきだ」と何度も提案した。また、三者協議での解決が見込めない 177 世帯にも訪問するよう働きかけたが、メイ氏はこれを受け入れないまま 7 月 28 日の書簡に代表署名したヴァンナさんとチンさんへの要件確認だけを済ませ、数日後にはマニラに戻って行った。そして 2 週間あまり経った 9 月 19 日、SPF は 63 世帯の申し立てが適格であるとの決定を通知してきた。住民の意見がまずは聞き入れられた瞬間である。

住民はメイ氏の再訪と本格的調査に備えた。一人ひとりがどうすれば気おくれせずに思いのたけと事実の両方を伝えることができるか。SPF にすべてを委ねるのではなく自ら知恵をしづらって解決策を示す必要もある。NGO からはメイ氏に再訪の期日を尋ねるメールも送信された。ところが 10 月 23 日、メイ氏は現地を再訪



▲ ストウンスロット移転村の住民。ボルボト政権下で夫を失い世帯主として奮闘する女性も多い。左から三人目がチンさん。一人おいて鞄に手をかけてるのがヴァンナさん。

せずに調査報告書を完成すると伝えてきた。氏の説明によれば、カンボジア政府が SPF の訪問延期を望んでいるという。SPF としては ADB 加盟国の意向を尊重せざるを得ないということか。しかし、この判断は今後の SPF 運用の先例ともなるので、ここで主な疑問点を整理しておく(注 8)。

1. SPF は ADB 事務局の長である総裁直属の役職である。ADB 事務局が現地訪問に対して毎回当該政府の許可を必要としないように、SPF も ADB 業務の一環として自らの判断で現地を訪問できるのではないか?
2. 現地訪問はアカウンタビリティ・メカニズム立ち上げの際にも争点となり、その重要性を熟知する NGO は現地訪問必須を政策に明記するよう提案した。しかし ADB は、現地訪問については加盟国の理解が得られているとして明記を避けた。この時の「理解」とはなんだったのか?
3. 個別具体的な問題の解決を身上とする SPF が実地検分なしに有効な問題解決を描けるのだろうか? SPF は力を十分に発揮できないのではないか?
4. 住民の心情はどうか?まずは SPF が訴えに直接耳を傾けてくれることを望んでいるのではないか? 住民の気持ちが損なわれれば後の合意形成にも悪影響が及ぶのではないか?メイ氏は再訪を期して 9 月の訪問を住民代表との会談に限定したのではないか?

ADB 現地事務所

カンボジア政府が SPF に訪問延期を求めた背景はすぐ明らかになった。11月12日、ADB 現地事務所は三者協議の開催を呼びかけ、その席で 93 世帯以外の補償問題には応じないとの従来の立場を変え、63 世帯を対象にあらたな戸別調査を実施すると提案した。すでに三者協議による問題の完全解決を期待していなかった NGO は、この提案を 63 世帯が SPF に異議を申し立て適格と判断された効果として受け止めた。さらに問題解決を最優先に考えた時に「戸別調査」という提案には建設的な響きがあった。そこで NGO は調査に同行することでこの提案に合意した。

11月19日、ADB 本部から派遣された調査員が現地職員とともにストウンスロット移転村を訪問し、約一

週間をかけて 63 世帯全戸からの聞き取りを行った。聞き取りでは移転後の家計の悪化、移転村に落ち着くまでの経緯、土地権の未発給の実態、借金の金額と用途など住民が SPF に訴えた問題について証言が記録されていった。調査は住民組織の活動実態にもおよび、さらに家業を手伝うために子どもたち、とりわけ女子が多数学校を休学していることなど、従来注目されなかつた問題も浮き彫りになった。戸別調査の結果はその後の三者協議で報告され、住民が内容確認も行った。現在は発生した問題への対応策を練る段階にさしかかっている。今後、住民の願いを反映した対応策が示される感触はある。

戸別調査は問題解決をもたらすか?

一方、調査報告書を「完成」した SPF は手続きにのっとり、63 世帯の住民に「報告書の内容を踏まえて協議フェーズの続行を望むかどうか聞かせてほしい」と打診してきた。戸別調査が進行する今、SPF による調停は屋上屋を架すとも言える。では、戸別調査に全てを託し SPF は不要となったのか? そうではないだろう。なぜか。

第一に、戸別調査は未だ途上である。今後三者協議で合意する解決策が本当に 63 世帯の問題に対応できるのか未知数である。第二に、NGO は ADB の業務が計画の段階よりも実施の段階で破綻する例をあまた目撃してきている。本事業における 2004 年の移転実態調査もその一つで、補償の徹底など救済措置を謳ったところまではよかつたが実施の段階になると補償を受け取れない住民が続出した。ADB の住民移転政策からして「移



▲ ストウンスロット移転村(2006 年 10 月撮影)。建設が始まつばかりの家も多かった。小さな建造物はトイレ。

転住民の生活水準が移転前に比べて悪化してはならない」と言い切っているのに、63世帯の窮状だけをとつてみても、移転後8年近く放置されたままである。この間ADB現地事務所は常に影響住民に近い位置で状況を把握・是正できる立場にあった。にもかかわらず現実はこうである。同じ現地事務所が担う戸別調査の今後はどうか?こうした状態をシビアにとらえるに、仮に戸別調査が思わしくなくなった場合を想定して、SPFは住民の最後の拠り所であり続けるべきではないのか?

実は63世帯の窮状は悪化している。私は今朝カンボジア出張から戻ったばかりの自宅でこの最終部分を執筆しているが、ストウンスロット移転村でやっかいな問題が持ち上がっていった。せっかく補償された土地を借金が返せずに手放さねばならない住民がいるのだ。しかも今月中にも! 移転村周辺の土地価格はこの2年ほどで倍になっている。再び土地なしとなれば土地を買い戻すことは不可能だ。それは再度の流転生活、再度の生計悪化、さらには住民組織の弱体化にもつながりかねない。もはや戸別調査がうまくいかなくなつた時点で次の手を考えようとは言つていられない。NGOは住民たちと協議を重ね、結論として住民がSPFに対して「戸別調査の結果がはっきりするまで手続きを一旦停止してほしい」との要請を出すことになった。メイ氏がこの提案に同意すれば、住民が戸別調査の結果に納得できない場合でも、SPFとの調停を再開できる可能性が残る。住民の書簡は2008年1月11日に発送された。

■ 結語：良い知らせ・良くない知らせ

SPFからの回答が到着したのは2月7日だった。メイ氏は「手続きの一旦停止」に同意した。本来の手続きにない措置だけにSPFとしても苦慮したことだろうが、SPF設立の原点である「住民の問題解決」という大義に立ちもどつて判断されたと考えたい。63世帯の住民にとっては朗報だ。

一方、ADB事務局はこの道路改修事業の完了報告書を発行した(注9)。事業完了報告書が発行されてしまうと、被害住民はその事業についてアカウンタビリティ・メカニズムに異議を申し立てることができなくなる。すなわち、残りの二つの住民グループ、93世帯と177世帯については、今後ADB事務局との間で問題解

決が望めない場合でもSPFの協力を取り付けることが難しくなってしまった。

字数制限のこともあるが、本稿をやや唐突にここで終える。一喜一憂しながら少しづつ前進する。到達点はまだ見えない。本件のそういう不安な現状を読者に感じていただくにはふさわしい結語だとも思える。

注1: 正式の事業名は「大メコン圏プノンペン-ホーチミン市国道事業」。本稿はカンボジア側の改修工事をめぐるものなので「国道一号線改修事業(ADB融資区间)」と通称する。なおADB融資区间以西、プノンペンまでの区間も日本政府の無償資金協力によって改修が進んでいる。

注2: 実態調査や当時の状況は「ADB融資国道一号線改修事業監査 - 非自発的住民移転政策実施におけるカンボジアでの課題」(杉田玲奈、本誌Vol.6 No.4、12-17ページ、2004年)に詳しい。

注3: 資産や現金収入がわずかな住民は担保物件も限られるので「高利貸し」に頼る。利率はたいてい月10%。

注4: クメール語で「サハーコム」。住民が自発的に立ち上げる互助組織で、代表や委員会を選出し貯蓄組合なども持つ。

注5: この経緯については、「住民の声に応える制度を目指して - アジア開発銀行インスペクション政策改定(福田健治、『被害住民が問う開発援助の責任へインスペクションと異議申し立て』)」(松本悟編、築地書館2003年、183-196ページ)に詳しい。

注6: 住民の書簡(原文および英語訳)は以下のURLで閲覧可能。<http://www.adb.org/SPF/documents/Krang-Khok.pdf>、<http://www.adb.org/SPF/documents/Steung-Sloth.pdf>

注7: 詳細は、ADBのURLで閲覧可能。<http://lnadbg4.adb.org/dir0035p.nsf?Open>。日本語の資料も、上記URL>ADB Accountability Mechanism Information Brochure in various languagesで。

注8: この点は第36回財務省NGO定期協議会でも問題提起した。協議会議事録(8~11ページ)は<http://www.jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof36.pdf>で閲覧可能。

注9: <http://www.adb.org/Documents/PCRs/VIE/30316-VIE-PCR.pdf>で閲覧可能。



▲ 戸別調査風景。右から三番目帽子の男性がADBの調査員。

カンボジアにおける世界銀行の 「森林伐採権管理・規制パイロットプロジェクト」

～被害住民によるインスペクション申し立て～

カンボジア NGO フォーラム

本稿では、2005 年に行われた世界銀行インスペクションパネルへの申し立ての理由と根拠、そしてインスペクションの結果と教訓を、カンボジア NGO フォーラムが振り返る。

著者の紹介：カンボジア NGO フォーラムはカンボジアのネットワーク NGO であり、カンボジア国内および国際 NGO がそのメンバーである。カンボジアの開発、社会・環境問題に関する情報発信やアドボカシー活動を行っている。

はじめに

1990 年代半ば、カンボジア政府は 32 地域の森林伐採権を、権力者と強いつながりを持つ企業に与えた。これらの企業は、合計でカンボジアの総面積の 35% にあたる 6,464,021 ヘクタールに及ぶ国有森林地での長期的な伐採権を手に入れた。一方で、木材・非木材林産物に生活を依存していた伐採権対象地域の住民は、主要な生計手段を失った。住民のなかでも最も深刻な打撃を受けたのは、政府や NGO からの支援を受けられない遠隔地に住む人々だ。

森林伐採権制度の影響を省み、カンボジア NGO フォーラムは森林ネットワークプロジェクトを立ち上げた。州レベルでは、住民リーダーや NGO、州政府の職員を集め、森林や野生動物への脅威について議論し、国レベルでは、住民リーダーや地元の NGO に対し、人権や森林法、政府当局への苦情の申し立て方法についてトレーニングを行った。

世界銀行は、「森林伐採権管理・規制パイロットプロジェクト」(Forest Concession Management and Control Pilot Project : FCMCPP) を通じて森林伐採権制度を支援していた。2005 年 1 月、カンボジア NGO フォーラムは、被害住民の代理人および NGO 団体自身として、世界銀行のインスペクションパネルに対し、本プロジェクトを調査するよう要請した。

世界銀行のインスペクションパネルは 1993 年 9 月に世界銀行の理事会によって設立された。パネルの使命は、(融資に関連する部署から) 独立した制度として、

「森林伐採権管理・規制パイロットプロジェクト」(FCMCPP) とは：

深刻化するカンボジアの森林破壊を食い止めるため、世界銀行を筆頭とする援助国・機関はカンボジアに様々な支援を行ってきた。FCMCPP は、世界銀行の融資により 2000 年に立ち上げられた。森林伐採権制度を通じた森林管理を推進しており、具体的には「森林計画とインベントリー」「伐採権規則とコントロール」「森林犯罪監視と防止」「プロジェクト管理と制度強化」の 4 つのコンポーネントからなっている。2001 年末、主に世界銀行からの圧力の結果、カンボジア政府は森林伐採権対象地区内での操業を禁止し、操業再開の条件として、伐採権制度の経済性と環境・人権に関するセーフガードを記した計画の提出を伐採権所有者に義務づけた。世界銀行は FCMCPP のなかで、伐採権を所有する企業 6 社が提出した「持続的森林管理計画」や「環境・社会影響評価」のレビューを行い、2004 年、カンボジア政府がそれら文書を承認するように勧告した。

カンボジアの伐採権制度は、NGO のみならず援助機関などによっても批判の対象となってきた。2000 年にはアジア開発銀行が当制度を「全面的な制度上の失敗」と評し、2004 年には、国際援助機関とカンボジア政府の委託を受けて行われた森林セクターの独立レビューが、伐採権制度は中止されるべきとの結論を出している。FCMCPP は、汚職が蔓延し、社会・環境に多大な被害を及ぼしている現行の森林伐採制度を正当化しているとして、NGO などから厳しく批判してきた。(編集部)

世界銀行の政策や手続きに関し、世界銀行のアカウンタビリティーを確保することにある。パネルに調査の申し立てが出来るのは、世界銀行が融資したプロジェクトによって、自分自身もしくは自身の利益が直接悪影響を受けた、あるいは受けける可能性があると考える2名以上の市民である。つまりインスペクションパネルは、世界銀行と、世界銀行が融資するプロジェクトによって影響を受ける可能性がある人々を繋ぐリンクを提供するものなのだ。

FCMCPP の主な問題と政策違反、申し立て者の要求とは？

NGO フォーラムの調査申し立ての中で述べている通り、NGO は以下の懸念を持っていた：

1. 世界銀行は、森林伐採制度および伐採権所有者の利益を、伝統的に伐採権対象地域に住み、森林資源に依存した生活を営んでいた住民の利益より優先した。その原因是プロジェクトの設計上および実施上の不備にある。
2. 伐採権を所有する企業6社が作成した「持続的森林管理計画」および環境影響評価をFCMCPPにおいて承認したことによって、世界銀行はこれらの企業が伐採対象地域への支配を維持する可能性を高めた。同時に世界銀行は、伐採権制度におけるチェックアンドバランスの導入や、伐採権保有者による住民の権利侵害や森林法違反の抑止に失敗した。
3. FCMCPP は、森林、環境影響評価、先住民族、プロジェクト監督などに関連する数々の世界銀行の政策・手続きに違反した（注1）。特に、プロジェクトの初期に先住民族開発計画の作成と全面的な環境影響評価が行われるべきであったにもかかわらず、世界銀行はこれらの準備を怠った。
4. 世界銀行は自身の作為および不作為の結果、森林資源に依存する住民に被害を及ぼし得る状況に寄与した。これには、環境破壊的な伐採活動の継続、住民への脅迫、非木材林産物への住民のアクセスの減少、住民の生計に重要な意味を持つ樹脂が採れる木の伐採などが含まれる。

NGO フォーラムは、FCMCPP の調査、またFCMCPP における政策遵守のための対策の実施を要請した。その結果として世界銀行に期待したのは、持

続的森林管理計画への明示的な支持の撤回と、カンボジア政府による伐採権制度以外の森林管理手法の推進への働きかけだった。さらに調査申し立ての中では、世界銀行が以下を行うことを提案した：

1. FCMCPP がカンボジアで森林に依存した生活を営む人々に及ぼした被害を公的に認めること。
2. 伐採権を所有する企業6社に対するFCMCPP の支持を公的に否定すること。
3. FCMCPP に使われた「人材・組織制度開発融資（Learning and Innovation Loan: LIL）」によってカンボジア市民が背負うことになった分の債務を帳消しにすること。
4. 森林およびその他の採取産業に関する世界銀行のプロジェクトについて、次を目的とした幅広いレビューを行うこと：①それらのプロジェクトが、FCMCPP のケースと同じ業務政策の基準に違反しないことの確保、②プロジェクトが、違法行為の経歴を持つ組織の是認や強化に寄与しないことの確保。
5. 「採取産業透明性イニシアティブ（Extractive Industries Transparency Initiative : EITI）」に木材を含めること、また森林セクターにおけるプロジェクトを行う際は、石油、ガス、採掘セクターと同じ基準を適用すること。

「採取産業透明性イニシアティブ（EITI）」とは？

世界銀行は2001年から2003年にかけて、採取産業関連プロジェクトへの世界銀行グループの関与に関する独立評価を行い、石油・ガス・採掘産業が、世界銀行の貧困削減および持続可能な開発の促進という使命において、どのような役割を果たしているのかを検証した。このレビューの結果を受けて誕生したのがEITIである。EITIは、上記産業における企業と政府の取引の透明性を高めることにより、採取産業から生じる歳入が持続可能な開発や貧困削減に貢献するよう確保することを目的としている。世界銀行はEITIに参加しており、また自身の政策の中にも、この透明性の確保に関する要件を含めている。現在、森林、木材分野はEITIの対象となっていない。（編集部）

申し立てを行う決断には誰が関わっていたのか？どうやって準備したのか？

森林ネットワークに参加している住民リーダーたちは、2004年3月、調査の要請状を執筆した。現地住民の代表者たちがこの書状に署名し、同時に自分たちの氏名を不開示とすることを求めた（訳注：申し立てによってプロジェクト推進者などから嫌がらせや脅迫を受ける恐れがあるため、申し立て者は個人情報の非開示を認められている）。

調査申し立てを支援することはNGOフォーラムのメンバー会合で話し合われてはいたが、すぐ行動を起こしたわけではなかった。申し立てに十分な根拠があるのか、またインスペクション以外にまだ何か有効な手段が残っているのか、その時点では明確でなかったからだ。グローバル・ウィットネス（注2）がFCMCPPに対する申し立ての背景文書の作成支援を任せられ、2005年1月、91ページにわたる背景文書が完成した。

2004年3月から2005年1月までの間に起つたいくつかの出来事の結果、インスペクション申し立てを支持する方向に（NGOフォーラムのメンバー）意見が傾いていった。その出来事とは第一に、FCMCPPにおいて伐採権を所有する6企業の森林管理計画が承認され、これら企業による伐採再開への道が開かれたことだ。これは実質的に、2001年12月に宣言された伐採の一時停止令（実施は散々たるものだったが）を解除するカンボジア政府の条件が満たされたと、世界銀行のプロジェクトが明言したようなものだった。第二に、FCMCPPは違法に伐採された木材の輸送を容認し続けた。木材には住民が樹脂を採取していた木も含まれていた（訳注：樹脂は住民の重要な収入源であり、樹脂の木の伐採は法律によって禁止されている）。

NGOフォーラムのメンバーから選出される運営委員会の特別会合が開かれ、森林や人権関連のNGOも参加し、インスペクション申し立てのプラス面とマイナス面を議論した。この結果、まずNGOフォーラムが申し立て者である現地住民と会い、インスペクションを最後まで遣り通す決意に変わりがないことを確かめた後、申し立てを行うことに合意がなされた。

申し立て者に確認した後、2005年1月21日、NGOフォーラムは、影響住民の代理人およびNGOフォーラム自身として、世界銀行のインスペクションパネルに対

し、世界銀行のFCMCPPについての申し立てを行った。

申し立て以降、何があったのか？

2005年3月8日、世界銀行の事務局はインスペクションパネルに申し立て内容についての回答を提出した。事務局の回答では、FCMCPPで使われたアプローチは責任あるもので、かつ世界銀行の森林政策および実務に概して合致するものであると述べられている。またプロジェクトの実施において様々な困難があったことを認め、その教訓や次のステップを記していた。

2005年3月12日から19日の間、インスペクションパネルは初期調査の一環としてカンボジアを訪問し、申し立ての適格性を確認した。2005年4月14日、世界銀行の理事会は本調査（訳注：政策不遵守の調査）をすべきというパネルの勧告を承認した。

本調査が承認された後、2005年10月20日から30日まで、インスペクションパネルは2名の専門家を伴い再びカンボジアを訪れた。これら2回の訪問においてNGOフォーラムは、パネルの現地訪問や情報収集の手助けをした。NGOフォーラムはパネルの2度目の訪問時に元森林アドバイザーをコンサルタントとして採用し、このプロセスの支援を行った。

2006年5月16日、世界銀行の事務局は、インスペクションパネルの最終報告書に対する回答を提出した。この回答にはFCMCPPから得た教訓についての情報や改善計画の提案も含まれ、改善計画は2006年6月29日の世界銀行の理事会で承認された。理事会後はパネル報告書および事務局の回答が公開された。パネルの報告書は、NGOフォーラムの申し立てほぼ全てに同意し、またFCMCPPが森林、環境影響評価、先住民族、プロジェクト監督に関する世界銀行の政策・手続きに違反していることを認めた（囲み参照）。

申し立ての結果は？ カンボジア政府の反応は？

前述の通り、申し立ての結果として期待した重要なものの一つは、伐採権を保有する企業が作成した持続的森林管理計画への明示的な支持を世界銀行が撤回し、また伐採権制度以外の森林管理手法をカンボジア政府が推進するように働きかけることだった。これはインスペクションが終了する前に達成された。2005年11月、カンボジア政府に宛てた書状の中で世界銀行は、独立評価

の結果に鑑み、伐採権所有者の行動が改善する可能性は低く、カンボジア政府は法的権利を行使し、伐採所有権を無効にすべきであり、またコミュニティーあるいはコムニーンによる森林保護などといった伐採権制度以外の方法で森林部の持続的な管理を行う計画を立てるべきであるという見解を示した。

カンボジア政府側の対応だが、今日に至るまで伐採権所有者の活動は再開を許されておらず、また伐採権対象地域における伐採の一時停止令も継続されている。これはカンボジアにおける森林伐採の規模と影響を著しく縮小するものだった。しかしカンボジア政府は年一回の小規模な森林伐採を始めている。その第一段として、新しい国民議会の建設に木材を供給するためにラタナキリ州で伐採が行われた。また、ほとんどの森林で違法伐採が続いている。

世界銀行の改善計画は、実際に何を行うかについての具体性には欠けるものの、カンボジアの森林セクターにおける将来の世界銀行の関与についていくつかの妥当な原則を提唱した。さらに世界銀行の質保証・遵守グループ (Quality Assurance Compliance Unit : QACU) は、世界銀行のセーフガード政策の遵守を確保するために、カンボジア以外の国における世界銀行の森林プロジェクトの調査を始めた。

さらに達成が難しいと予期していた二番目の狙いである、融資によるカンボジアの債務帳消しと EITI に森林伐採を含めることは実現できなかった。

申し立てプロセスにおける市民社会の強みやよかった点は？困難や限界は何だったか、そしてどう克服したのか？

NGO フォーラムの重要な強みは、他の NGO の助けを借りつつ、慎重な準備と文書化を通して強いケースを作る能力だ。インスペクションパネルは NGO フォーラムの申し立てを、今まで受けた申し立ての中で一番洗練されたもののひとつと表現した。

一方、主張を組み立てる上で難しかったのは、森林や現地住民の生計手段への打撃について直接責任がある伐採権所有者や政府職員の行動と、FCMCPP のプロジェクト設計との間にある、微妙だが重要な関連性を明らかにすることだった。これは周到かつ詳細にケースを準備することで克服することができた。

ケースの準備以外の強みとしては、幅広い NGO や住民の代表者をまとめ、行動の必要性について同意を得る NGO フォーラムの能力と正当性が挙げられる。

NGO フォーラムは、幅広いイシューに関して世界銀行の在カンボジア事務所とよい関係を維持する必要があると考え、メディアやその他のあからさまなアドボカシー手法はあまり利用しなかった。

インスペクションが終了した現在、継続的なフォローアップを行い、改善計画に関して世界銀行の説明責任を問うための我々の能力に限界を感じている。今まで重要な役割を果たした専門家達は、現在カンボジア国外になり、NGO フォーラム自身の活動の焦点も植林やその他の土地問題へと移っている。このためパネルの報告書の結果をさらに利用することや、森林問題に関する世界銀行と強いコンタクトを保つことが難しくなっている。こういう状況ではあるが世界銀行は、NGO フォーラムの森林ネットワークに世界銀行の改善計画の実施をどう改善するか、特に森林セクターにおける住民参加の促進について最近も手助けを求めてきている。

アジェンダの設定やコーディネーションなどに関して、どのようなことを学んだか？

1. インスペクション申し立て前に詳細な主張を準備することは手続き上の要件ではないが、よい結果を出すために役立つ。
2. 申し立て前に徹底的に議論を行うことによって、幅広い支持を得ることができる。
3. インスペクションパネルが説得力のある主張を形成できるかどうかは、関係者がパネルに具体的な情報を提供できるかにかかっている。これには準備と労力が必要なため、追加の人員を雇用しなければならない場合がある。
4. インスペクションには長い時間がかかる。その間に情熱や人的資源が衰える可能性がある。インスペクションの結果を基にアドボカシーを行う準備をしておくべきである。
5. インスペクションは世界銀行による世界銀行の政策不遵守に起因する問題のみを調査する。インスペクションは申し立て者が直面するそれ以外の問題を解決するものではない。このため、関係者の期待を不適切に高めないように注意する必要がある。

翻訳：杉田玲奈（メコン・ウォッチ）

注1：関連する世界銀行の政策・手続きは次の通り：業務政策（Operational Policy : OP）4.36「森林」、OP・業務手続き（Bank Policy : BP）4.01「環境アセスメント」、業務指令（Operational Directive : OD）4.20「先住民族」、OD・OP・BP 13.05「プロジェクト監督」。

注2：グローバル・ウィットネスはイギリスに本部を置くアドボカシーNGO。カンボジアの公式な森林犯罪独立モニターを務めた（訳注：森林セクター改革を求める援助国・機関の働きかけを受け、カンボジア政府が1999年12月に任命。独自の調査を行い、汚職と違法伐採や違法な木材貿易などの関連を暴露した）。2003年5月、カンボジア政府によりモニターとしての資格を剥奪された。

世界銀行インスペクションパネル「調査報告書番号 35556 カンボジア： 森林コンセッション管理・規制パイロットプロジェクト」（2006年3月30日）からの抜粋

「パネルは、原則として、カンボジアにおいて森林関連の事業に関与したことについて事務局を賞賛する。事務局は、森林セクターの貧困削減と開発への重要性に鑑み、あえて森林セクターに関与するというリスクを負ったことをパネルは認識する… 同時にパネルは、そうした状況のなかでセーフガード政策を遵守することは、たとえ取引費用がより高くなつたとしても、必須であることを強調する。」

「プロジェクトが伐採権制度へ焦点をあてるなかで、カンボジアでの世界銀行のプログラムおよびカンボジア政府にとって重要なその他の要素が、プロジェクトの計画段階を通じ概して無視、あるいは少なくとも周辺化された」とパネルは結論する… プロジェクトは、森林が貧困削減のために有する潜在的可能性を用いるという重要な目的に挑戦しなかった。」

「早い時点での協議を行わなかったことは、先住民族、樹脂の採取、現地コミュニティーの木の所有権、コミュニティー森林イニシアティブ、および影響住民にとって最も重要なその他の事項に関する深刻な懸念に関して、事務局の情報を得るキャパシティを大きく減少させたとパネルは結論する。」

「事務局は、結果論としてではあるが、調査やIPDP（先住民族開発計画）の枠組みのスクリーニング、そして先住民族問題に関するさらなる議論は、プロジェクト設計の段階で行うことがより適切だったことを認めている。パネルはこの認識に留意し、またOD 4.20に基づき、IPDPがプロジェクトにおいて作成されるべきだったと考える。」

「樹脂の木の違法伐採は申し立て者および現地住民に深刻な結果を引き起こした。これらの問題を世界銀行が考慮し、調査しなかったことは、OP 4.01 および OP 4.36 の不遵守であるとパネルは認める。」

「潜在的影響の深刻さ、また影響とプロジェクトの密接な関連を省み、プロジェクトはカテゴリーAに分類され、全面的な環境影響評価が行われるべきであったとパネルは結論する。これらを行わなかったため、世界銀行はOP4.01を遵守しなかった。OP 4.01に基づきカテゴリー『A』プロジェクトに求められる慎重な調査や複数のグループによる議論が行われていれば、プロジェクトの設計および実施における深刻な過ちを回避することに役立つであろうとパネルは考える。」

「プロセスにおける世界銀行の監督は、実施におけるリスクの評価、活動の監視、問題の特定、問題の解決方法を借り入れ人に勧告することを事務局に義務付ける OP/BP 13.05 と必ずしも一致していないとパネルは結論する… また、森林面積調査における監視は不適正であり、OP/BP 13.05 に遵守していないとパネルは考える。」

「人材・組織制度開発融資（LIL）はカンボジアで使用された種類の森林プロジェクトのために設計されたものではないことをパネルは認識する。また、LILの使用は資金の迅速な支払いを可能にした一方で、プロジェクトがカテゴリーBに分類され、世界銀行のセーフガード政策や手続きへの配慮が少なかったことを促進したとパネルは結論する。このコストは長期的には高くなつた。」

■ インタビュー
ナタン・パデノックさん
(IUCN ラオス事務所)

ラオスの土地問題と 環境団体の取り組み

◆ 民間企業の投資が引き起こしている土地問題の現状と課題についてお聞かせください。

特に南部では、植林事業のために企業が大規模なコンセッションを取得し、村人が、知らないうちに自分たちの土地を失うということが、数多く起こっています。

北部で多く見られるのは、村人が企業と契約し、ゴム植林を実施するという形態です。大規模なコンセッション型の植林事業と異なり、植林のプロセスに村人自身が参加していますが、企業が約束した通りに、利益が配分されないといったトラブルも起こってきています。ここ5、6年、こうした土地をめぐる変化が、急速に進んでいます。

また、植林事業と一口に言っても、企業がコンセッションを取得して行っているもの、地方政府が推奨して、農家が自発的に実施しているものなど、形態が複雑です。

ラオスの計画投資省 (MPI)、国家土地管理庁 (NLMA)、国立農林業研究所 (NAFRI)、農林省／林野庁といった土地管理に関する各機関は、「国土が切り売りされていて、地方には任せではない」という点では、共通した危機感を持っています。

しかし、ラオスの土地をめぐる変化が、あまりに急激で複雑であるため、ラオス政府の対応は全く追いついていません。また、どこが法令を定めるのか、情報をどこに集めるの

ラオスでは、産業植林などの民間投資事業が、地域住民との土地紛争や天然林の伐採などの問題を引き起こしている。こうした土地コンセッションをめぐる問題の改善に向けて、海外の環境団体はどのような取り組みを行っているのか。国際自然保護連合 (IUCN) ラオス事務所のプログラム・コーディネーター、ナタン・パデノックさん(注: 所属は 2007 年 12 月現在)に、IUCN の活動について聞いた。

聞き手・構成: 東 智美(メコン・ウォッチ)

かという実施段階になると、各機関の利害対立があり、協調ができていないという課題もあります。

◆ こうした課題に対し、IUCN はどのような役割を果たしていますか。

ラオスでは、政府に対して直接批判を行うのは難しく、一方で情報提供するだけでは何も変わりません。政治的にセンシティブな課題について、問題を違う角度から提供し、方向付けるという役割を果たしていきたいと考えています。

今後は、話し合いの場を作るだけではなく、どの機関がどのような権限を持つのかをはっきりさせるような方向付けが必要です。

さらに、将来は、民間企業を含めた全てのアクターが同じ席に着けるようにする必要があります。そのための試みの一つとして、NAFRI と共同で、ベトナム・中国企業を交えたダイアログの実施を計画しています。

◆ 民間企業に対しては、どのようなアプローチが可能なのでしょうか。

これまで IUCN は、主に政府や NGO と仕事をしてきましたが、土地コンセッションの問題は民間企業への働きかけなしには進みません。外資系企業の進出を止めることはできませんし、国の規模が小さいラオスでは、変化は急激に進みます。それならば、どのように民間投資のプロセスを整えていく

かが重要です。

海外の投資企業に対して IUCN の国際的な経験を活かし、「企業の社会的責任 (CSR)」という観点からアプローチできる可能性があります。

一方で、環境・社会配慮に関するモラルの低い中国企業やベトナム企業などにどのように働きかけるべきか、頭の痛い問題です。解決策が見えない課題ではありますが、まず、ヨーロッパなどの大企業が、ラオス国内で土地の取得から利用までのプロセスをきちんと管理できるというベスト・プラクティスを作ることが重要だと考えています。

今、サワナケート県で植林事業の予備調査を実施しているフィンランドの製紙会社に注目しています。IUCN は、そのプロジェクトサイトで生物多様性に関する調査を行っており、企業の土地取得・利用のプロセスを監視する仕組みを作ることを目指しています。

こうした仕組みができれば、それが単に森林保全だけではなく、食料の安全保障、ひいては、貧困削減につながるのだということを、ラオス政府に理解してもらうように働きかけていきます。ひとつのベスト・プラクティスからモデルが作られ、土地コンセッションをめぐるラオス国内の制度の改善につながっていくことを期待しています。

■ ニュース
■ 2007 年のビエンチャン・タイムズ紙の報道から

ラオスの土地 コンセッションを めぐる動き

ラオスでは、近年、植林事業やインフラ開発事業などの投資企業に対する土地コンセッションの付与が急激に進んでいる。それに伴い、本号の「村人の目に映る植林とは?~ラオス・カムアン県における企業植林の実情~」(14~17 ページ)で紹介された事例のように、各地で、企業による土地取得が、地域住民の財産や生計手段を脅かしている。こうした状況を受け、ラオス政府の中でも土地コンセッションに関する制度を改善する必要が認識されるようになっている。ラオスの英字新聞、ビエンチャン・タイムズ紙の報道から、最近のラオスの土地コンセッションをめぐる動きを振り返る。

抄訳・構成: 東 智美(メコン・ウォッチ)

土地管理庁、土地コンセッションに対する権限強化を要望

(2007 年 4 月 9 日)

国家土地管理庁 (NLMA) は、内閣は各県に対し、土地コンセッションの付与の一時停止を命じ、土地管理の専門家に全国規模で土地利用の社会環境影響の調査を実施すべきだと提案した。

現在、NLMA は土地コンセッションを再整理し、管理体制を改善するために、新しい首相令の草案を作成している。法令が承認されれば、各県は 100 ヘクタール以下の土地については、民間企業に土地コンセッションを付与する権限を持つが、100 ヘクタール以上 10,000 ヘクタールまでの土地については、投資企業は NLMA からの認可が必要になる。さらに、10,000 ヘクタール以上の土地については、中央政府からの認可が必要になる。

土地管理庁、土地コンセッションへの懸念を表明

(2007 年 5 月 8 日)

NLMA の土地政策・土地利用局のノーパン・マハーパン局長は、国家の土地管理に関する会合で、外国企業の投資が増加するなかで、当局の対応が難しくなっている現状を指摘し、被害を防ぐためにゴム植林などに適した土地を把握する目的

で土壤や地質の調査を実施していると述べた。

NLMA は、南部の数県で起きている土地紛争などを受けて、外国の投資企業のゴム植林に関する土地コンセッションの再検討を行う。

ラオス政府、土地コンセッションの一時発行停止を発表

(2007 年 5 月 9 日)

ブアソン・ブッパバン首相は、より包括的な戦略が立てられるまで、100 ヘクタール以上の産業植林、多年性植物の栽培、鉱山事業などについて、国内外の投資企業への土地コンセッションの承認を停止すると発表した。

ブアソン首相は、近年、土地管理をめぐって多くの問題が起きており、政府としては戦略を改善するための時間が必要だと述べた。コンセッションの承認がいつ再開されるのかは未定だという。

首相は、サラワン県ラオガム郡やチャンパサック県バーチエン郡で起きている土地紛争の事例に言及し、ゴム植林だけではなく、土壤に適した多角的な作物栽培の必要性を示唆した。また、ボリカムサイ県のココナッツ・プランテーションで、投資企業によって広範囲の天然林が切り倒された写真を見たことが

あると語り、投資事業による森林破壊に懸念を表明した。

チャンパサック県で、ゴム植林の争いをめぐる議論続く

(2007 年 5 月 10 日)

5 月 9 日、チャンパサック県のソンサイ・シーパンドン知事が、同県バーチエン郡で実施されている外国企業所有のゴム植林に関する土地コンセッションをめぐる紛争を解決するために、議論を継続すると発表した。

ソンサイ知事によれば、バーチエン郡の紛争は、投資企業がゴム植林を行うために、通知なしに地域住民の農作物やチーク林を切り倒したことが発端になった。

土地法令、再検討中

(2007 年 8 月 2 日)

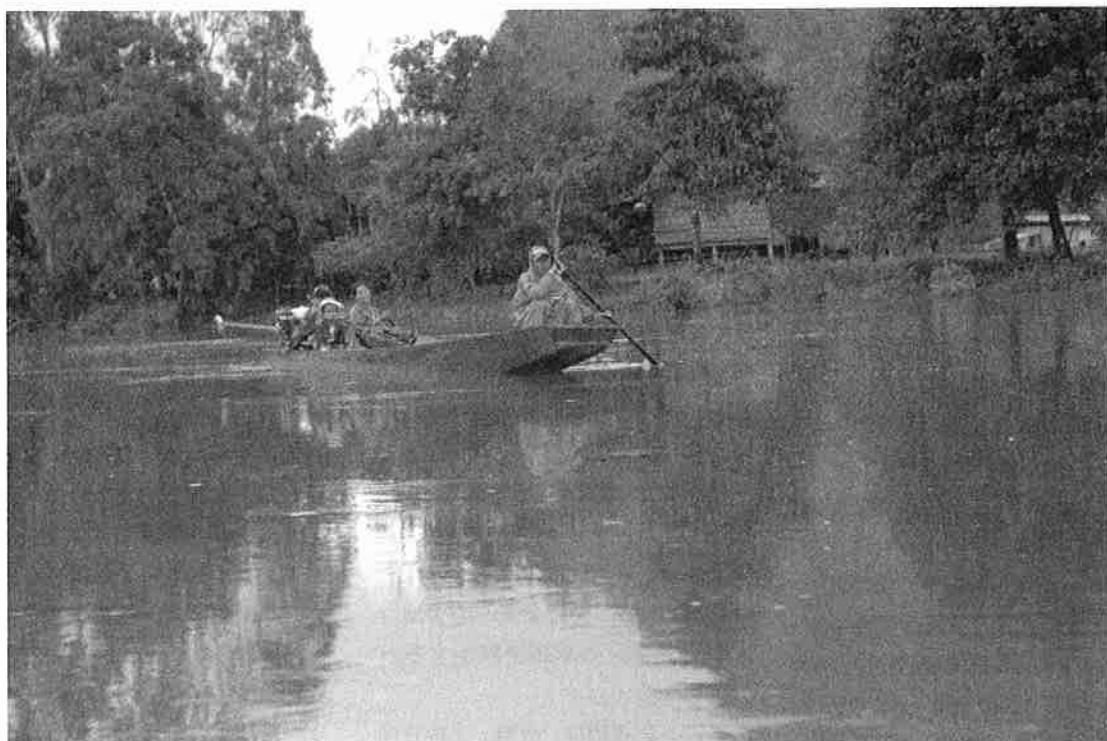
政府が土地の利用と管理に関する新しい法令が承認されれば、2007 年末には投資事業への土地分配が再開されることになる。

NLMA は法令の草案のレビューを実施している。また、NLMA は、農業や建設事業などの土地利用の基準を作り、分配された土地が適切に利用されるようにするために、10 月に土地調査プロジェクトを開始する予定である。

村人の目に映る植林とは？ ～ラオス・カムアン県における企業植林の実情～

新井綾香

(日本国際ボランティアセンター ラオス事務所代表)



▲ コンケウ村を流れるパカン川。上流にできたダムの影響で流れが変わり、雨季には氾濫を繰り返す。

日本には天然の森と人の手により植林された森の両方が存在する。私たち日本人はこの2つの森を特に区別なく‘森’と呼んでいる。ところがラオスの村人にとってこの2つの‘森’は大きく異なる。天然の森はラオス語で‘Pa-mai (森)’と呼ばれ、植林された森は‘Suwan-mai (木の畑)’と呼ばれている。つまり、植林された森は村人にとって

既に‘森’という概念から外れ、それは単なる人の手によって作られた‘畑’という概念になる。なぜ、ラオスの村人はこのように植林された森と天然の森を完全に区別しているのか、それを知るにはラオスの村人の暮らしを省みる必要がある。

ラオスは国土の多くを山岳地帯が占め、豊かな自然と地形に囲まれた国である。森林率は41.5%

(2004 年 UNDP Greater Mekong Sub-region, *Atlas of the Environment*) と年々低下してはいるが、人々は竹の子やキノコ、野生動物など自然から沢山の恵みを得て生活が成り立っている(図 1 参照)。私が現地で活動を始めた 2005 年は 20 年ぶりの大洪水で日本国際ボランティアセンター (JVC) の活動対象村でも通常の半分以下しか米の収穫がなかったが(中には全く収穫のない村もあった) 村人は飢えることなくなんとか持ちこたえた。

もちろん、時代と共に村人のサバイバル術も変化してきている。昔は森からの狩猟採取が生活の大部分を占めていたが、現在はそれ以外にも出稼ぎ、農業、フードプロセッシング、クラフト作り、村内の小規模ビジネス(菓子売り等)など村人の生活術は多岐にわたるようになった。しかしながら、それでも森の恵みは自給用と現金収入用、主要な資源として今でも、村人の生活の重要な位置を占めている。

つまり、村人にとって森とは‘自給用、現金収入用の 2 つを満たす自然資源を採取する場であり、生活の場である’と言うことができる。このような観点から見ると、なるほど、植林された森は村人の森の定義から大きく外れることが分かる。植林された森には確かに‘木’はあるが、ある意味人の手により植えられた‘木’しかない場所であり、村人にとっては‘畑(しかも単一)’という概念に近い。また、実際に植林地は重機により整地されてしまうことからも、竹の子やきのこなど林産物は喪失してしまう。

ところが近年、ラオスにおける植林事業は怒濤の勢いで拡大している。JVC ラオスの活動するラオス中部に位置するカムアン県でもユーカリやゴム、アカシアなど、タイ、ベトナム、中国、そして日本の企業による植林が増加している。中でも日本企業はラオス国内で 50,000ha のコンセッション(事業実施権)を取得しており、その活動はカムアンに留まらずラオス中部・南部を中心に数県に広がっている。

「日本企業に村の保護林を渡すように言われ困っている。」

村人から初めて JVC が相談を受けたのは 2006 年末のことであった。製紙会社が初めて土地取得のために村を訪れたのは 2006 年中頃。村人の度重なる拒絶にも関わらず、それからわずか 1 ヶ月の間に合計 4 回にもわたり、企業は土地取得の交渉のために村を訪れたと言う。

「村にはもう企業に出す土地がない。上流にできたダムの影響で稲作ができなくなった。残っている森や林は農業のためと、それから次の世代のために取っておきたい」村の代表は訴えた。

この村が稲作を諦めたのは 2 年前。上流にできた ADB が支援するナムトゥンヒンブンダムの影響により 98 年頃から急に洪水が酷くなかった。98 年以前は洪水になっても 3 日~4 日すると引いていた水が、98 年以降は 10 日以上引かなくなってしまった。洪水が酷くとっても村人は諦めず 8 年間米を作り続けたが 8 年間一粒の米も取れなかつたので、2 年前にとうとう作付けを諦めたと言う。稲作ができなくなったのはダムの影響なのにも関わらず、この地域はダム会社の‘想定外の被害地域’であったため、村人への一切の補償はない。

‘田’と‘森’は村人に取っては食料確保の生命線である。その片方を失った村人にとって残る生命線は‘森’しかない。ところが、製紙会社は合計で 4 回この村を訪れ、森の保護林と利用林の一部、及び農業用地の土地取得をリクエストしてきた。上記に説明したような状況であった村はこれに対し、初回の訪問で既に「企業に差し出す土地はない」とはっきりと断った。ところが相手側は諦めず、その後も「土地の代償として学校と寺の修理を約束する」「道の補修も行う」など、次々に村側に条件を出してきており、困り果てた村人は JVC の訪問時に相談を持ちかけた。

最終的に企業側と JVC が交渉を行い、村の保護林を守り抜くことができたが、今回のようなケースはむしろ稀であり、諦めて村側が企業に土地を提供してしまったり、また他の村人の意見を聞くことなく村長のみが企業の土地取得に同意し、

土地を差し出してしまったケースが多く見られる。

ラオスの法律上、植林は荒廃地にしかできないことになっている。ところが、この村の例に見られるように、多くの植林やその他企業の開発投資は保護林や利用林等、法律上は取得不可能な土地を取得することが事実上可能になっている。

なぜこのようなことが可能なのだろうか。第一の問題は各企業による「土地取得システム」にある。通常、企業による土地取得の場合、土地取得を目的としたチームが結成され土地取得前に各村を調査して回ることになっている。多くの場合、このチームには役職の高い県・郡の行政官及び企業スタッフがメンバーとして入っており、よほど意思の強い村人でなければ企業側の申し出を断ることは難しい。また、チーム内の行政官にきちんとした法律の知識や、時にモラルが不足していることは言うまでもない。

そして、より深刻な第二の問題は植林の実施前に実施される森林区分である。上述した通り、ラオスの法律の下では植林は荒廃林で実施することになっている。各村の荒廃林や保護林などは元々存在するものではなく、ラオス政府の政策となっている‘土地森林区分’(注1)を実施して初めて規定される。この政策を‘逆’利用し、一部の企業は村人にとって‘保護林’と言える土地を‘荒廃林’と区分・規定し、その土地に植林を行う場合がある。つまり、企業側はこのラオス政府の政策を逆手に取ることで、ある意味最も合法的な手法で、土地取得が可能になるのである。

もちろん、植林の全てを否定するわけではない。場合によっては、土地を提供することにより、村は企業から代償を得ることができることもある。また、植林地で労働することにより、定期的な日当が支払われる。しかしながら、少なくとも私の2年間の現場経験を通じて言えるのは、天然林のように村内の全ての村人に‘公平’、且つ‘永続的’に‘利’をもたらす植林事業は未だ現地では見ることはできない。

日本人の視点から見ると「植林」 = 「破壊された自然を回復する」というイメージが強く、植林

は環境保全とリンクしてポジティブなイメージで捉えられやすい。日本の製紙会社のホームページを見ると、どの会社も「環境」「社会貢献」等の言葉が並べられているのが目に付く。企業によるCSR(企業による社会的責任)が日本社会の中でも認識されるようになるにつれ、植林をCSRの一つとして掲げる企業も非常に増えてきた。今回、JVCの対象村で問題となった日本企業も同じく植林をCSRの一つとしてアピールしており、更にこの植林事業に対し、他企業数社がCSRの一環として社会貢献事業としての資金提供を行っている。

JVC ラオスの活動するカムアン県に見られる日本企業の植林活動は本当に社会貢献事業と言えるのであろうか。冒頭に記述した通り、日本人の目から見たら同じ‘森’に映る植林された森は、現地の村人にとってはもう彼らの‘森’の定義から外れているのである。そして、植林は村人にとって何にも利用不可能な‘荒廃地’にされるのではなく、時に村人にとって食料採取の重要な場所である豊かな天然林を伐採し、その上に実施されることもあるのだ。このような植林を企業が‘社会的責任を果たす’という名目で実施しているとすると、大きな疑問が残る。

カムアンの植林の大部分を占めるユーカリはラオス語では‘Mai-bick(マイビック)’と呼ばれる。しかし、幹線道路沿いの一部の村人にはユーカリという外来語もだいぶ定着してきている。村人はユーカリを‘Yu-katto(ユーカット)’と皮肉を込めて呼ぶことがある。‘Yu(ユー)’はラオス語で‘居る、存在する’、‘Katto(カット)’は‘不足する’を意味する。‘存在するのにずっと(食料が)不足し続ける土地’それが村人の目から見た日本企業のCSRにより作り出される植林地の姿なのである。

注1：1996年からラオス全土で実施されている‘土地・森林委譲事業’を指す。これによって村落の境界や森林の利用区分などが定められた。(編集部)

マハサイ郡ノンコーケ村の Food Calendar (図1)

主食のもち米(カオニヤオ)が不足する時期がカエル、竹の子などの森の幸が最も多く取れる時期となっている。

◆ 森の幸	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
貝	●									●●●	●●●	●●●
カニ	●●	●●	●									
タケノコ			●●	●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●	
カエル	●●	●	●	●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●
魚	●●	●●	●●	●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
動物 (リス、ノブタ)	●●	●●	●●						●	●●	●●●	●●●
海草類	●●	●●	●				●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
キノコ				●●●	●●●	●●		●	●●●	●●●	●●●	
自然の野菜	●●●	●●●	●●●								●●●	●●●
ラタン	●●	●●	●							●●●	●●●	●●●
自然の芋	●	●								●	●	●
木の実	●●	●●	●	●●	●●●					●	●●●	
◆ 農作物	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
カオニヤオ (もち米)	●●	●●	●●	●●	●●	●	●	●	●●●	●●●	●●●	●●●
カオハイ (焼畑でつくられる米)						●●●	●●●					
とうもろこし	●●					●●●	●●●					
香草類(レモングラス、生姜、など)	●●	●●	●							●●	●●●	
野菜								●	●●●			
果樹					●●●	●●●	●●	●●	●●●	●●●	●●●	
芋		●●	●●						●●●	●●●	●	

ベトナム国内の新聞記事から見た ベトナム中部河川開発の現在（前編）

～証券市場からの資金調達の是非と、再定住事業の困難さ～

新江利彦

(東京大学大学院新領域創成科学研究科
国際協力学専攻 客員共同研究員)

はじめに

社会主義国であるベトナムにおいて、河川開発に関する批判的な情報を入手することは容易ではない。最大の情報源は国内の新聞及びそのウェブページであるが、中央省庁及びベトナム共産党直系の新聞は政府・与党の政治宣伝のための「言論機関」であって、ガバナリティ（統治行為への忠誠度）が高く、失政や汚職に対する批判記事を載せることは少ない。勿論、上記以外の、祖国戦線、共産青年団、労働組合、婦人会や、地方の人民公安局、司法局、人民検察院、弁護士会等の公的機関が発行する新聞もまた、それぞれの機関・団体の「言論機関」であるが、中央省庁・党の新聞と比べるとガバナリティが比較的低く、開発政策・開発事業に対する批判記事がしばしば掲載される。しかし、これらガバナリティの比較的低い新聞においては、すでに1990年代から、一部の記者が失政や汚職の情報を種々、「もしこの記事を掲載されたくなかったら、或いは記事に手心を加えてもらいたら金銭を支払え」とブラックジャーナリズムまがいの脅しを行っていることが発覚し、法により裁かれている。一読して説得力のある批判記事や、義憤・切実な願いを込めた読者投稿であっても、必ずしも報道人の良心から掲載したものとは限らない。

本稿は、ベトナム国内の新聞記事から、ベトナム中部山岳地域における河川開発が抱える問題点を略述するものである。ベトナムの新聞の中で、特に農家の利益を優先した紙面づくりをしているのは、隔日刊のベトナム農民協会機関紙『ノントン・ガイナイ』（きょうの農村報）である。本稿において使用した新聞記事の約半分は、『ノントン・ガイナイ』紙のものであることを、冒頭に記しておく。

■ 民族紛争の危険を抱える中部高原

2001年二月事件及び2004年四月事件（中部高原諸都市において先住山岳諸民族が宗教政策と土地政策に関して大規模な抗議デモを行った事件）以降、ベトナム政府・共産党は中部山岳民族地域における政府に対する抗議事件をなるべく記事にしないよう通達を出したといわれ（通達の真偽は不明であり、その通達番号もインターネット上にも流れていない）、河川開発をめぐる山岳民族の反発が記事になる機会は減っている。しかし、河川開発に限ら

ず、大規模開発事業に伴う再定住事業において手抜きや不正が続発しているため、こと再定住に関しては、山岳部・平野部を問わず、今でも批判記事が各紙に掲載されている。河川開発批判記事の大半もまた再定住事業に絡むものとなっている。また、米国亡命の手段としてのラオス・カンボジアへの不法越境事件については、現在もよく新聞紙上を賑わせている。

2001年二月事件においては、鎮圧の過程で1000人を超す不法越境者がカンボジアに流れ込み、一部

はベトナムに帰還したが、多くは米国への亡命を果たした。この中の少なくない人々がヤリ滝水力事業における水没・強制移転住民であり、再定住後の代替農地の供給の遅れに不満を抱いていたために「ベトナム・カンボジア被抑圧諸民族闘争統一戦線」(FULRO) の反越・反共宣伝に呼応し国境を越えたことを、同年 2 月のベトナム共産党中央機関紙『ニヤンザン』紙がベトナム帰還者へのインタビューで明らかにしている。

ベトナム政府の民族政策に不満を持つ山岳民族のカンボジアへの不法越境は今も散発している。今年 2007 年 8 月 8 日付けのホーチミン市胡志明共産青年団機関紙『トゥオイチエ』紙によれば、8 月 7 日、ジャライ省カンボジア国境ードウクコー県イアナン社(ベトナムの「県」は日本の郡に、ベトナムの「社」は日本の村に相当)で、在米の元 FULRO メンバーに扇動され不法越境を試みた山岳民族住民約 30 人が、山林に潜んでいるところを辺防部隊と公安局に発見され、その説得を受けて各集落に帰還した。

9 月 4 日付けのホーチミン市公安局機関紙『コンアン・タインフォーホーチミン』紙によれば、8 月 28 日にも、コンツム省カンボジア国境で、米国亡命者の豊かな暮らしに憧れて不法越境を試みた山岳民ジャライ族住民約 30 人が発見され、その追跡中にキン族(少数民族) 辺防部隊兵士 1 名がメコン川に注ぐサタイ川デーロン瀑布近くで溺死した。9 月 13 日及び 14 日付けのベトナム公安省機関紙『コンアン・ニヤンザン』紙によれば、首謀者たちの出身集落はばらばらで、公安の取調べに対し、2004 年四月事件に際し「第三者の不法越境出国を帮助した罪」で中部北端タインホア省の刑務所で服役中に知り合い、出所後すぐに越境計画を実行したと陳述した。この陳述から、なりゆきでデモや不法越境の帮助に関与してしまったごく普通の山岳民住民に、懲役という重すぎる罰を下した結果、本来更生の場であるべき刑務所を、反政府活動家の集結地・養成所にしてしまったベトナム刑政のまずさが浮き彫りになった。

8 月の不法越境失敗の背景には、辺防取締りの強

化だけでなく、雨季の寒さと川の流れの激しさがある。中部高原の主要河川は、乱開発で山林の保水能力が落ちたため、夏季=雨季においては増水で流れが速くなってしまい、不慣れな者の渡河は極めて危険である。山岳民族兵士を含む辺防部隊兵士の渡河中の溺死は 8 月中にすでに数件発生している。中部高原の雨季はメコン水系の増水だけでなく、中部沿海水系の増水ももたらす。9 月 12 日付けベトナム文化情報省機関紙『ヴァンホア』紙は、コンツム省西隣の中部沿海クアンガイ省において、チャクック川下流で拡大していた河岸浸食が上流に及び、河岸にあった山岳民コール族集落 50 世帯が、より安全な地域への再定住を開始したことを伝える。

■ 2007 年 8 月～9 月のベトナム現地紙の河川開発批判記事

ベトナム国内—特に中部山岳地域(中部沿海及び中部高原)における河川開発に伴う再定住事業に関して、主要 6 紙と専門 8 紙：一般日刊紙 3 紙：ニヤンザン(人民報)、ラオドン(労働報)、サイゴンザイフォン(西貢解放報)、青年日刊紙 3 紙：ティエンフォン(前鋒報)、タインニエン(青年報)、トゥオイチエ(わかもの報)、公安紙 4 紙：コンアン・ニヤンザン(人民公安報)、アンニンテーゾイ(世界安寧報)、アンニントゥードー(首都安寧報)、コンアン・タインフォーホーチミン(胡志明市公安報)、法律 2 紙：バオヴェー・ファップルアット(法律保健報)、ファップルアット・タインフォーホーチミン(胡志明市法律報)、農業紙 2 紙：ノンギエップ・ベトナム(越南農業報)、ノントン・ガイナイ(きょうの農村報)の最近 40 日間(2007 年 8 月 1 日～9 月 13 日)の新聞記事を総ざらいしてみた。

今年 8 月～9 月上旬の河川開発に対する批判記事は、8 月 3 日、8 月 20 日及び 8 月 28 日付けベトナム農民協会機関紙『ノントン・ガイナイ』紙、8 月 13 日及び 29 日付けベトナム農業農村開発省機関紙『ノンギエップ・ベトナム』紙、8 月 27 日付けベトナム労働総連団機関紙『ラオドン』紙、8 月 29 日付けベトナム公安省機関紙『コンアン・ニヤンザ

ン』紙に掲載されている。

8月の後半に河川開発を見直す記事が集中しているのは、8月中旬に台風がもたらした甚大な被害、特に大規模ダムの決壊の危険に対する恐怖が河川開発を見直す論調を後押ししたためと思われる。2003年「ソンラダム国会」においても、ベトナム国会での議論において西北山地ソンラ水力発電事業の巨大さを懸念したのは、ダムが攻撃目標になった際の大破局—紅河大氾濫、ハノイ沈没を恐れる「国防族」の議員たちであった。また、河川開発に対する批判的なトーンは低いが、8月13日及び29日付け『ノンギエップ・ベトナム』紙記事もまた、台風と集中豪雨、おりからんの異常気象により水量が大幅に増加したこと、中部高原最大のダム湖エアスップを始め、各地のダム・堰堤にその安全を脅かす巨大なひび割れが発生したことを、懸念と共に報道している。9月13日付け『ラオドン』紙記事によれば、ダクラク省内440箇所のダム湖・貯水池のうち、約半分の212箇所だけが「平常」な状態にあり、残りの半分のダム・堰堤に問題が起きている。ダクラク省農業農村開発局の提供資料によれば、決壊の危険があるものは65ヶ所に上る。

中部高原における中小水力事業の大流行

世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、国際協力銀行(JBIC)などの多国間及び二国間融資機関は、政府開発援助(ODA)及び国際金融のドナーとして、1990年代のベトナムにおける大規模な発電・灌漑目的の河川開発において主要な資金調達先であった。しかし、2000年以降、世界銀行、ADB、JBICは、その保障政策(セーフガードポリシー)・環境社会配慮政策の充実により、借り手であるベトナムの電力・灌漑業界にとってハードルの高い資金調達先となり、敬遠されるようになった。現在、電力業界は、水力発電事業規模を中小水力に集中させ、ODA・国際金融に代わるその資金調達先として証券市場に注目している。

8月3日及び28日付け『ノントン・ガイナイ』

紙記事は、中部高原において異業種(非電力系)の国営・民間企業が投資許可を申請している中小水力発電事業計画(出力300メガワット以下。ダクラク省115案件、コンツム省75案件、ジャライ省99案件)の大流行をめぐり、その投資事業としての危険性について懸念を表明する。8月28日付け記事の記者フイン・キエン氏によれば、中小規模の水力発電では、大雑把な計算で、1メガワットの電力を生産するために20ビリオンドン(約2億円)の巨額の投資を必要とする。電力が生み出す利潤が莫大であるため、中部高原の中小水力発電事業は証券市場における有望なジャンルとなり得るが、発電事業は通常の経済行為と異なり環境・社会に極めて大きな影響を及ぼすため、これを完全に市場メカニズムに委ねることの是非について議論が続いている。

再び8月3日付け『ノントン・ガイナイ』紙記事に戻る。記者クアンタオ氏及びタインルアン氏は、単なる紙上の事業であってまだ着工にこぎつけていない事業への投資は危険が非常に大きいと投資家たちに警告する。ベトナム工業省(現・工商省)の匿名官僚の話によれば、中小水力の案件形成期間は通常3~4年である。着工、完工、試験運用から本格運用までに必要な時間を考えると、中小規模とはいえ、投資の回収にはそれなりの時間を要し、その経済効果は事前に厳しく査定する必要がある。また、たとえ出力が中小規模であっても、その工事が環境・社会に与える影響もまた中小規模にとどまるとは限らない。

中小水力事業が引き起こす強制移転

8月3日付け『ノントン・ガイナイ』紙記事によれば、中部高原コンツム省では、ブレイクロン水力が数百世帯分—300ヘクタールの農地を沈め、セサン4(4A)が880世帯分—2000ヘクタールの農地を沈める。カナク水力は農地への影響は少ないが、既存の生活道路を工事道路として使用する予定であり、住民は建設物資のほこりの中で暮らすことを余儀なくされる。

記者クアンタオ氏及びタインルアン氏によれば、

中小水力の問題点は、その事業者の財政的脆弱性である。総予算数百ビリオンドン（数十億円）の事業であっても、証券市場における資金調達を前提とするために、その事業投資許可取得企業自身は数ビリオンドン（数千万円）の自己資金しか持っていない。

記者たちは言及しないが、これらの事業は、着工前に詳細な環境社会影響調査をしない（する財政的体力・専門的能力もない）懸念が極めて高い。更に、これらの企業は基本的に異業種企業で、電源開発に関する経験を持っていない。また、中部高原各省が認可した中小水力事業の案件数はあまりにも多く、国の開発基本計画（国際協力機構（JICA）も関与したベトナム水資源利用マスターplan）を覆す懸念がある。

このような問題点はあるものの、証券市場において、中小水力はすでに十分魅力的な投資先となっている。セサン 4A 水力事業はまだ案件形成中であるが、その株式は早くも 1 株 2 万ドン（額面価格は 1 万ドン=100 円）で売り買いされ、事業に必要な資金を調達し、株主を潤わせ、株価を上げ続けている。

中小水力の投資許可を得た異業種企業の財政的脆弱性は、極端に低い補償金という形ですでに被影響住民の権利侵害や不正疑惑を惹起している。9月 12 日付け『ラオドン』紙記事によれば、総予算 2400 ビリオンドン（約 240 億円）、補償再定住予算 46.5 ビリオンドン（約 4 億 6500 万円）、出力 141 メガワットの中部高原ダクノン省ダクラティフ水力事業における 1 平米あたりのコーヒー栽培農地の金銭補償金額は、最下等格付けの 4 等農地の場合、僅か 4,000 ドン（約 40 円）であり、ハノイやサイゴン（ホーチミン市）における米粉うどん（フォー）1 杯分の値段の 3 分の 1 に過ぎない。

補償金額の根拠である 2006 年 12 月 29 日付けダクノン省人民委員会決定第 53 号「各等級農地補償金額表」は、もともと破格の低額である上、農地等級により補償金が大幅に異なる（1 等農地の場合 1 平米あたり 10,500 ドン）。ダクノン省ジャギア市補償評議会では、ジャギア市税支局の旧ダクラク省決定と農業税収税簿に基づく農地格付け意見に従い、

複数の農地を 3 等農地として認定し、ダクノン省人民委員会に補償金給付申請を行った。しかし、市税支局は旧ダクラク省決定の写しを公開せず、公開した農業税収税簿の記載も曖昧であった。結果、ジャギア市補償評議会の 3 等農地認定は、ダクノン省資源環境局及びダクノン省農地分類格付け審査評議会により 4 等農地認定に格下げされた。審査評議会は 4 等へ格下げした理由として 2005 年の旧ダクラク省クアンタイン社の税金諮問評議会議事録を挙げたが、その議事録を承認したという旧ダクラク省決定の写しを公開しなかった。46.5 ビリオンドンは中小水力の補償再定住予算としては大きく、事業者はそれだけの予算を本当に確保しているのかという疑問が湧く。また、最低金銭補償金額 4,000d/m² は低すぎる（後述のクアンビン省ラオダ一水力の 25 分の 1 である）。各関係機関の、明確な法的根拠を示さない恣意的な格付けや補償金額算定は、低額の補償金設定の背後に財政的体力を欠く投資許可取得事業者と地方権力者の癒着・不正があることを疑わせる。

■ 政府も公認した「失敗事業」—アヴォン水力事業再定住計画

8 月 20 日付け『ノントン・ガイナイ』紙において、記者ドアンクオン氏は、数少ない政府公認の失敗例となった中部沿海クアンナム省アヴォン水力事業のパチエパライン再定住区における、生産を考慮に入れない都市型再定住住宅の建設を槍玉に挙げて非難する。クアンナム省は現在アヴォン、ソンタイン 1、ソンタイン 2、ザフンなど、自己資金事業や中国直接投資事業などの河川開発事業を多数抱える「ダム銀座」の一つである。記事によれば、生計回復が不可能な再定住区の設計・施工・引渡しなどの無責任さについて被害住民は強烈な不満と怒りを表明している。

筆者もまた、2007 年 8 月 18 日、ドアンクオン記者と前後して、アヴォン水力事業のクットチュルン再定住区を訪れ、代替農地が供給されず再定住区で無為に一日過ごす若者たちや、以前ならありえなか

った病気（精神的なものを含む）の蔓延を直接見聞した。世界銀行が懸念する屋内大気汚染（インナー・エアポリューション、中部高原山岳民族社会では気管支炎患者の数が非常に多い）に同調してか、アヴォンの再定住住宅は、伝統と反して、屋内で煮炊きができないつくりになっており、住宅の脇に小さな厨房が別置されている。夜間に暖を取るために、またマラリア蚊などに襲われないように煙を炊くために、人々は夜になると狭い厨房に移り、火のそばで家族が固まって寝ているという。この再定住住宅の設計案は、省・県が示した案の中から住民が自ら選んだというが、このような従来の居住習慣や疾病予防知識に対する配慮のない設計案を策定した企業、及びそれを承認した省・県の不明は厳しく批判されるべきである。

9月12日付けベトナム胡志明共産青年団中央機関紙『ティエンフォン』紙は、生活・生計（農業生産）回復のためクアンナム省人民委員会がアヴォン水力再定住区拡張・改善工事に41ビリオンドン（約4億1000万円）の追加投資を行うと報道した。この資金は257世帯1200人の困窮住民救済に充てられるという。

■ 悪魔憑きヒステリー

いま中部沿海クアンナム省のアヴォン水力事業再定住区カトゥー族住民の間で発生している精神疾患は、13世紀中国の東南アジア地理書『諸蕃誌』がベトナム中部（当時は賓童龍国＝パーンドゥランガ王国）の奇習として紹介した「屍頭蛮」のバリエーションである。「屍頭蛮」とは、日常のささいな変化、特に運勢の好転を捉えて「お前、悪魔が憑いたんじゃないか、運命を定める蠱毒を隠しもっていんじゃないか」と噂されるようになった村人が、

気が触れて日中は森に姿を隠し、夜間になると村に戻ってきて眠るのであるが、その際に子供を捉えて食べたり人の排泄物を食べたりするようになる一種の悪魔憑き・集団ヒステリーである（「屍頭蛮」は「飛頭蛮」とも書かれる。夜間に首を伸ばして人を襲うイメージは日本の妖怪「ろくろ首」の原型と言われる）。「集団」ヒステリーというのは、この精神疾患の患者のほとんどが、犯人不明の殺人事件などの犯人であるという濡れ衣を着せられて、周囲の村人に惨殺されるからである。惨殺を免れた患者は村外に逃れ、森をさまよう本物の食人鬼となり、地域の恐るべき災厄となる。

この悪魔憑き・集団ヒステリー症状は、北米先住民、イヌイット、シベリア先住民など極北地方住民に広範囲に見受けられ、心理学者、精神医学者たちは「極北ヒステリー」或いは北米先住民のことばをとつて「ウンディゴ」と呼ぶ。中部高原ではこの患者をベトナム語で「マーライ」（人間と混血した悪魔）或いは「カムドー・トゥオクドク」（蠱毒持ち）と呼ぶ。アデン村におけるウンディゴ患者はアデン村共産党書記の実弟であり、気が触れて日中は山林を彷徨し、夜間になると戻ってきて再定住住宅で寝ているという。「カムドー・トゥオクドク」は2007年8月に中部沿海クアンガイ省フレー族の集落で犠牲者を数人出しており、中部高原及び中部沿海山岳地域の治安担当者にとって、在米及び国内のFULRO 残存活動家と並んで忌まわしい社会病理である。アヴォンだけでなく、中部山岳全域において、河川開発事業の再定住区計画が失敗した場合、反政府ゲリラを助長するだけでなく、「マーライ」、「カムドー・トゥオクドク」のような在来の精神疾患を再発・拡大させてしまう恐れがある。

（後編に続く）

タイの社会運動家 ワニダーさんが永眠

(メコン河開発メールニュース 2007年12月8日配信)

タイの社会運動家のワニダー・タンティウィタヤーピタックさんが2007年12月6日、亡くなりました。彼女の鷹揚な姿、笑顔で闘い続ける姿勢に、たくさんの力をもらつた気がします。心からの哀悼の気持ちをお送り致します。



▲ 2001年住民と談笑するワニダーさん(左)

パクムンダムの闘争で知られる社会活動家
ワニダーさん、癌のため52歳で逝去
パンコクポスト紙 2007年12月7日
KULTIDA SAMABUDDHI 記者

献身的な社会活動家である、ワニダー・タンティウィタヤーピタックさんが昨日、3年間の乳がんとの闘いの後に亡くなつた。52歳であった。草の根の運動の「鉄の女」と称されながら、開発事業の負の影響を受けている農民たちと共に、その権利や自然資源を守るために働いてきた。ワニダーさんは、事業が廃止されその利権を失うこと恐れる者たちから脅迫、迫害されてきた。だが、彼女は闘いを止めなかつた。その正義のための闘いによつて彼女は、草の根のネットワークだけでなく、首相から警察・軍の高官、県知事といった官僚や政治家の間でも知られるようになつてゐた。

一つの論争でありまた長い戦い—ウボンラチャタニ県の10年以上に渡るパクムンダムの反対運動—が、ワニダーさんを傑出した人物として浮かび上がらせた。ワニダーさんとパクムンの住民たちはダム建設を止めることが

できず、それは1995年（訳注：1994年の誤り）に完成したが、彼らはこのダムの負の影響に光を当て、それに反対し続けた。彼らの闘いはタクシン政権時代の2004年、パクムンダムの水門を年間4ヶ月開放し、メコン河からムン川への魚の産卵を可能とする結果をもたらした。

ダムの水門に関する勝利の2年後、ワニダーさんは乳癌を発症し、それは彼女の肺にも転移した。彼女は昨日（12月6日）の午後1時半、ラマティボディ病院で息を引き取つた。

ワニダーさんは独身で、多くが社会活動家である彼女の兄弟姉妹が後に残された。

バンコクの中国系の家族に1955年に生まれた彼女は、タノーム・ギティカチヨーン、パパート・チャルサティアン将軍の軍事独裁政権に反対する1973年10月14日の運動に加わり高校時代から活動を始めている。1976年の10月6日の学生虐殺事件の折、彼女はタマサート大学の政治学部に在籍していたが、（他の多くの活動家同様、虐殺を逃れるために）森に入り、南部でタイ共産党との共闘に加わつた。

彼女は政府の恩赦政策によって大学に戻り、1984年に卒業した。ワニダーさんは、保険の外交員やツアーガイドの仕事を数年した後、（環境NGOである）生態系回復財団（FER）に加わり、いくつかのダム反対運動を担つた。

1990年代初め、ワニダーさんと仲間の社会活動家は、政府の政策や開発事業から影響を受けた人々の連合体である貧民会議（Assembly of the Poor: AOP）を組織した。AOPは草の根の人々がお互いの経験を学ぶ場を提供し、この国で一番知られた草の根の運動体となつた。

パクムンのリーダーの一人であるソムポン・ビエンチャンさん（56）はワニダーさんと一緒に働いてきたが、ワニダーさんは彼女が出会つた中でもっとも献身的な活動家だと語つた。

「このバンコクの女の子が私たちの村にやって来て最初の日に、ダムの反対に立ち上がりろうと励ましたとき、私たちは彼女を信じなかつた。でも、彼女は持ち前の誠実さと正義のための闘いに対する決意で、短い間に私たちの家族の一部となつた」。

「パクムンの住民たちは、ダムの影響にさらされた川と村人を守るための彼女の献身を追悼するため、ムン川の近くに彼女の記念碑を立てることを考えている」とソムポンさんは語つた。

ワニダーさんの葬儀は、Wachirathemsatit 寺院において12月12日まで営まれている。



Mekong Watch

会員・購読者・協力者募集

本誌を発行しているメコン・ウォッチは、メコン河流域の自然と人々の生活のつながりを、調査研究や国際開発機関への政策提言によって支えていこうと、1993年に8つのNGOのネットワークとして誕生し、2003年にNPO法人になりました。現在、個人会員・賛助会員・本誌の年間購読者を募っています。また、本誌の編集や、翻訳などを手伝ってくれる方々も随時募集中です。

年会費

- ◆ 正会員……5000 円 本誌購読（4回郵送）、メコン・ライブラリー利用、主催イベントの参加費割引、総会での議決権など
- ◆ 学生会員…3000 円 本誌購読（4回郵送）、メコン・ライブラリー利用、主催イベントの参加費割引、総会での議決権など
- ◆ 賛助会員…5000 円以上（任意）総会での議決権がない以外は正会員と同じ

フォーラム Mekong 年間購読

- ◆ 購 読 料…3000 円 本誌購読（4回郵送）

年会費・購読料の振込先

郵便振替 00190-6-418819 加入者名 メコン・ウォッチ

投稿やご意見をお待ちしています

本誌はその名の通り「フォーラム」を目指しています。本誌の内容に対する読者の方々のご意見、メコン河流域国で活動や研究をされている方々からの調査報告などの投稿は大歓迎です。投稿の場合はなるべく2,000字以内にまとめてお送りください。また、「こんなことを取材してはどうか」というご提案もお受けしています。掲載についてはメコン・ウォッチで決定させていただきます。

フォーラム Mekong Vol.8 No.4 2007 (季刊)

発行日 2007年12月31日
編集責任 木口由香
表紙 赤阪むつみ
編集・発行 特定非営利活動法人
メコン・ウォッチ (Mekong Watch)
〒110-0015 東京都台東区東上野
1-20-6 丸幸ビル2F
Tel: 03-3832-5034 Fax: 03-3832-5039
E-mail: info@mekongwatch.org
Website: <http://www.mekongwatch.org>



定価 500 円（送付手数料別）